

第4回法人化実行委員会議事録

日時：平成21年6月6日（土）15～17時

場所：木材学会事務局

出席者：太田、岩田、福島、服部、桃原、江前、奥村、高野、信田、川井、鮫島、西田（事務局）

議題

1. 新法人の目的を以下のように改め、理事会に諮ることとした。
「第3条 本会は木材に関する諸科学ならびにそれに基づく関連産業の発展を図り、環境を意識した持続的社会的構築を目指した木材を主とするバイオマスの利活用を推進することを目的とする。」
2. 新法人の会員は、正会員、学生会員、賛助会員、団体会員とする。正会員には、終身会員と海外会員もあることを確認した。海外在住会員については、国内正会員と同様に扱うものとし、選挙の際には国内と同じ投票用紙を郵送する。
3. 新法人の理事は「25名以内」とする。内訳は、選挙により選出する理事12名（3名減）とし、会長指名理事として新たに3名（企業2名と女性1名を原則とする）の枠を設ける。その他の理事は、執行理事（現行の常任委員に相当）5名、支部を代表する理事4名、大会を代表する理事1名の10名とする。選挙により選出する理事は、代議員が正会員の中から選挙で選び（12名連記）、総会で承認する。その他の理事の選出時期および承認等については、次回検討する。新法人の理事会は委任状が認められないので、理事には理事会出席を強く要請する。
4. 現行の参事7名以内および関連学会を代表する理事1名を理事から外し、参事若干名として、理事会に参加してもらいオブザーバーとして意見を伺うこととする。あるいは、参事懇談会を設け、別に意見を伺うことも考える。いずれにせよ、新法人に参事という役職を設置する。
5. 新法人の社員を代議員（100名以内）とすることは理事会で承認されたが、選出時期、任期、承認については、理事と同様に次回検討する。
6. 新法人では、理事の在任期間には監事の在任期間を含めない、理事に在任できる期間は連続3期までとする、会長の再選は禁止することを確認した。（一部、過去の申し送り事項を調べる。）

7. 北海道支部の現状報告を受け、支部独自の会費、支部会員のあり方について議論した。公益法人となるのであれば、連結決済を含め多くの問題があることを確認したが、一般社団法人への移行であれば、現状のままでも良いのではと考えられるので、一度、この件を含め、公証人に話を聞くこととした。なお、九州、中国・四国、中部からの現状と意見を早急に把握することにした。
8. 研究会についても、支部と同様で、このままでもよければこのまま行くことにする。ただし、一律配分の2万円（通信費に相当分）については今後検討の余地があるが、法人化実行委員会の議題ではないので、これ以上の議論はしないこととする。
9. 定款第2次案（岩田）と理事・代議員選挙日程等（岩田、江前、西田）について検討し、次回の委員会までに各委員に案を提示する。

次回委員会：平成21年6月27日(土) 10:30～13:00 木材学会事務局

文責 岩田 忠久